

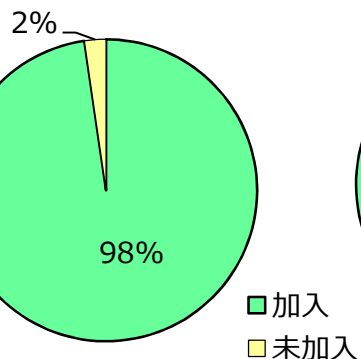
最近の社会保険の加入状況等

公共事業労務費調査(企業別・労働者別)①

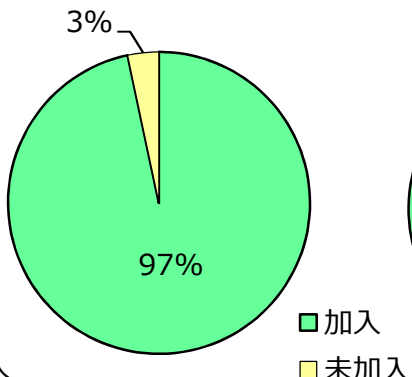
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

企業別

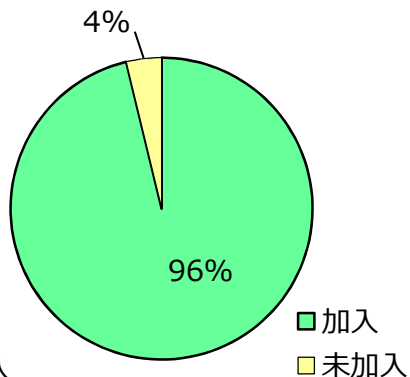
<雇用保険>



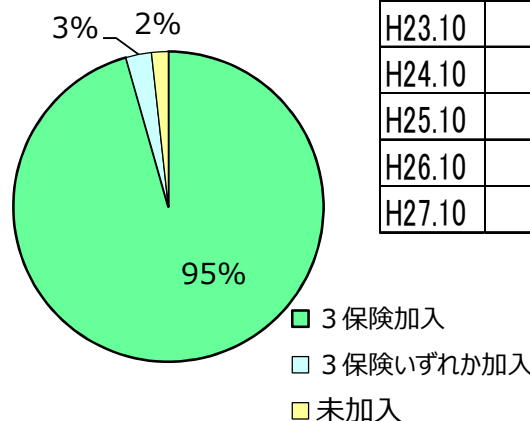
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

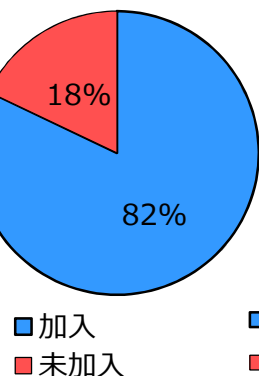


企業別・3保険別加入割合の推移

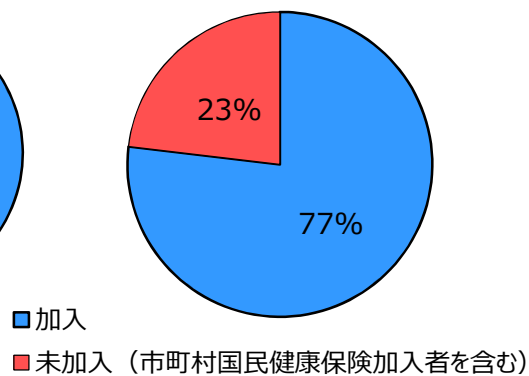
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

労働者別

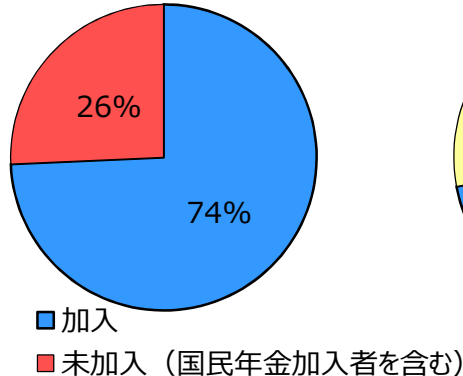
<雇用保険>



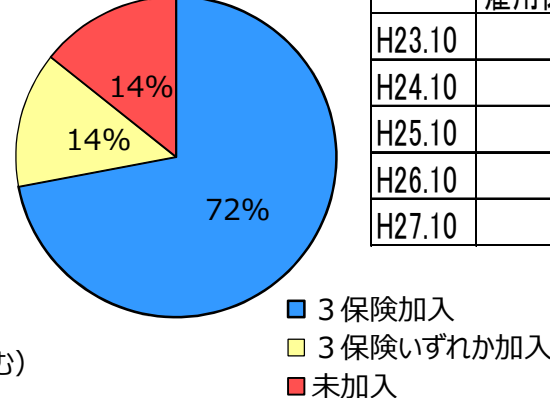
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



労働者別・3保険別加入割合の推移

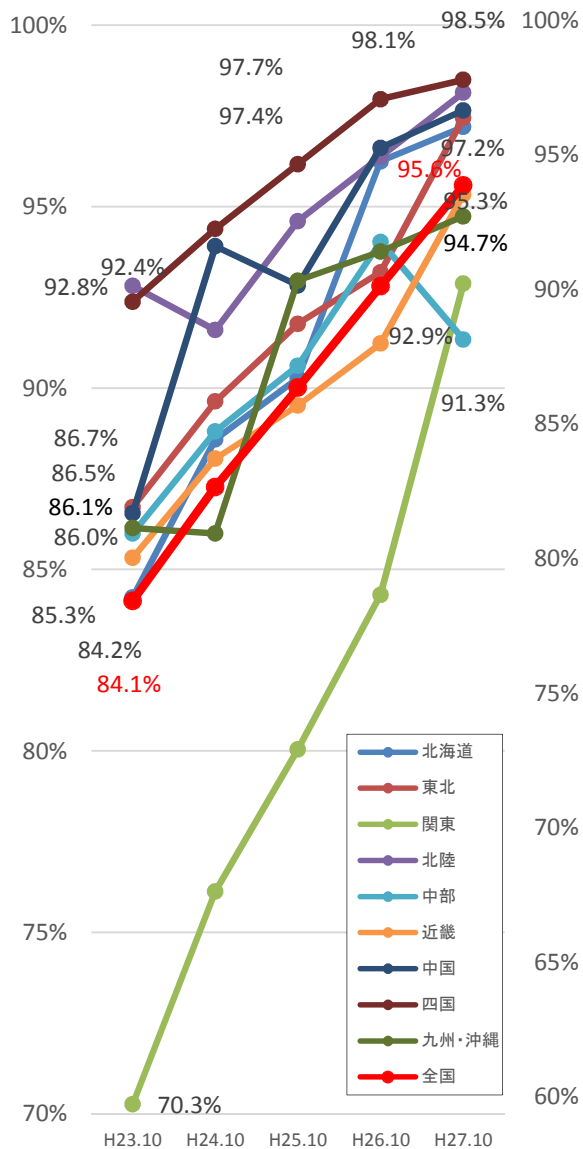
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

公共事業労務費調査(企業別・労働者別)②

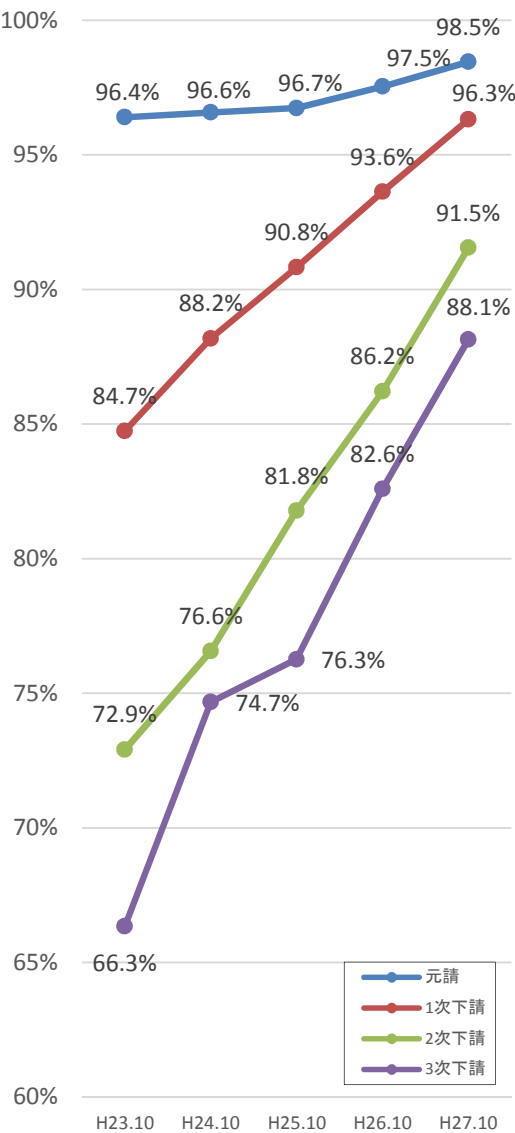
○ 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあります。特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

企業別

3 保険加入割合 (地方別)

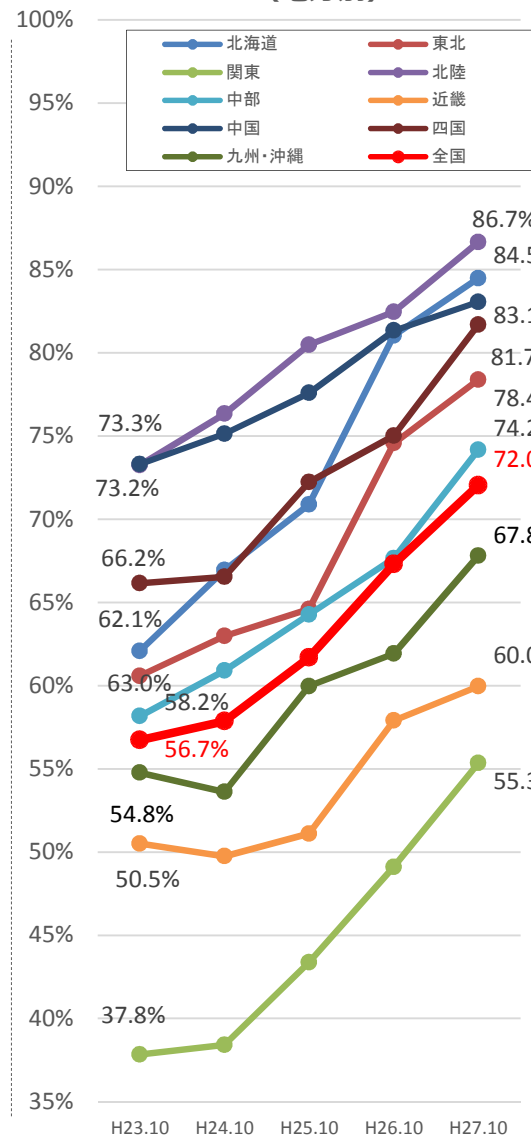


3 保険加入割合 (元請・下請次数別)

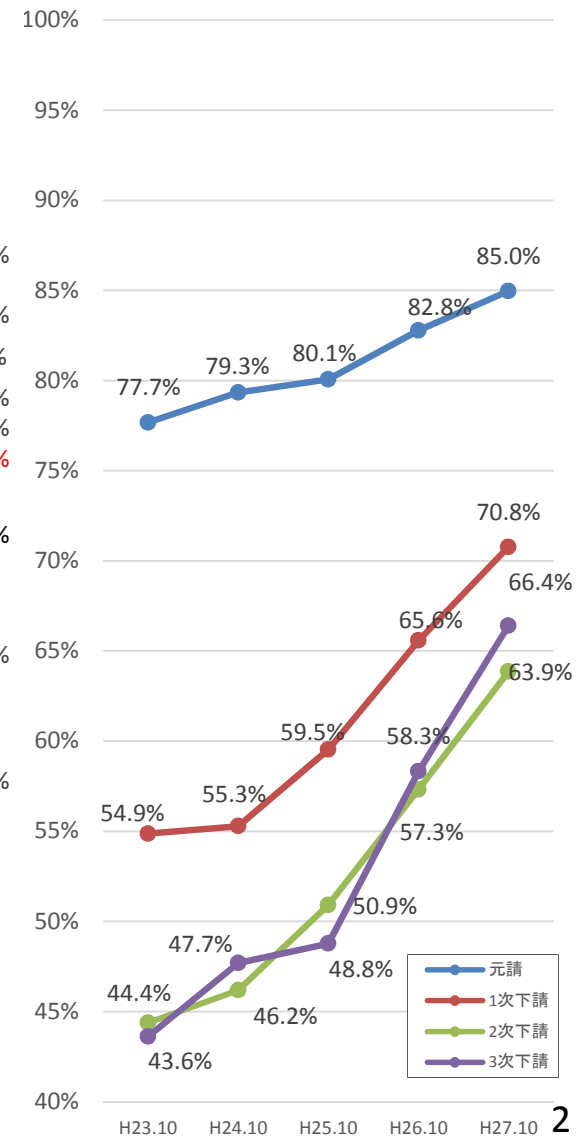


労働者別

3 保険加入割合 (地方別)

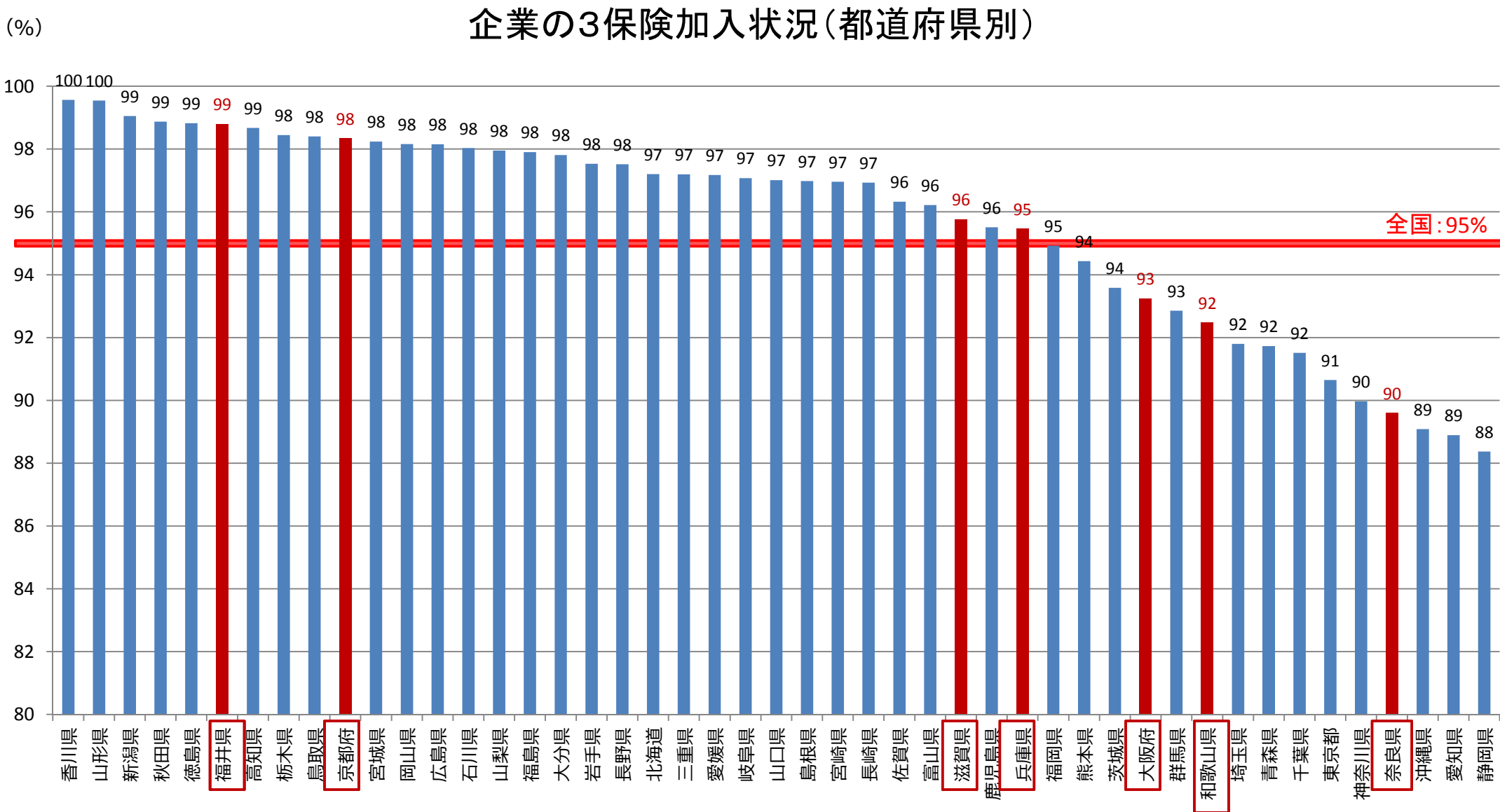


3 保険加入割合 (元請・下請次数別)



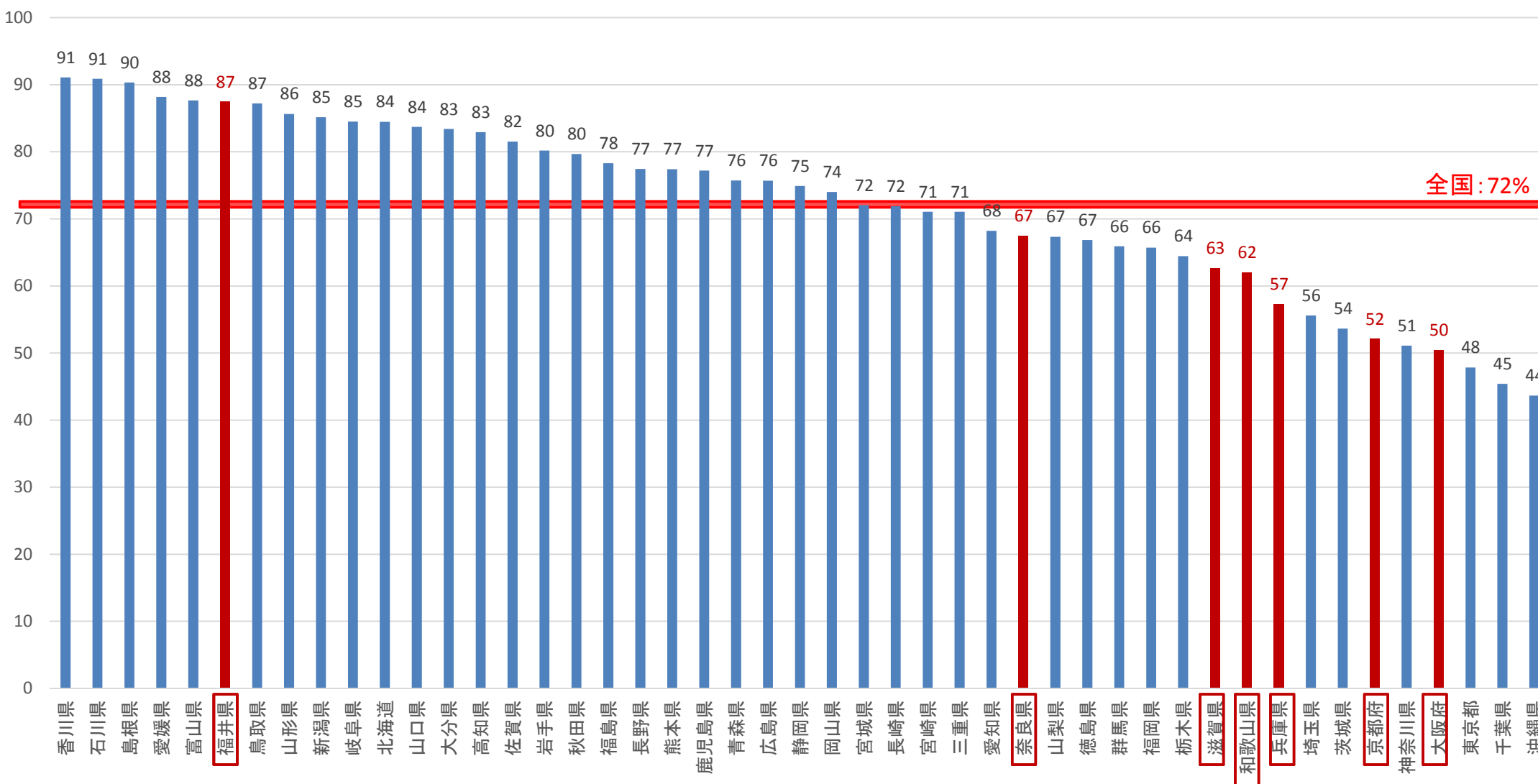
公共事業労務費調査(各都道府県別・企業別)

○公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について、企業単位の社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)加入状況は以下のとおりとなっています。



○公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について、労働者単位の社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)加入状況は以下のとおりとなっています。

労働者の3保険加入状況(都道府県別)



建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況(1/2)

1. 加入指導状況(平成28年3月現在)

平成24年11月から平成28年3月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり	【以下参考 (27年9月時点)】
○これまでに確認した申請等件数	429,239件 (373,423件)
・申請等件数のうち既に加わっていた件数	376,426件 (87.7%) (326,661件 (87.5%))
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数	52,813件 (12.3%) (46,762件 (12.5%))
【指導を受けた件数の内訳】	
加入した件数	19,394件 (36.7%) (16,479件 (35.2%))
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数	25,784件 (48.8%) (21,321件 (45.6%))
指導中又は加入確認待ちの件数	7,635件 (14.5%) (8,962件 (19.2%))

2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

○建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)

- ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
- ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大

○社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)

- ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
- ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報

○建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)

- ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定

○国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する指導

- ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施
- ・平成27年3月に通知を改正し、下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日より全ての工事に対象範囲を拡大

○H27年11月～社会保険加入指導の前倒し

- ・現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施

建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況(2/2)

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況
(平成24年11月～平成28年3月まで)

- 「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。
「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。
「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。
「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。
「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。
「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

	申請等			指導		加入		通報		加入確認待ち	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)	件数 (d)=(c)-(e)-(f)	比率 (d)/(c)
北海道・東北	54,032	49,084	(90.8%)	4,948	(9.2%)	1,837	(37.1%)	2,322	(46.9%)	789	(15.9%)
関東	124,524	98,698	(79.3%)	25,826	(20.7%)	8,835	(34.2%)	13,018	(50.4%)	3,973	(15.4%)
北陸	19,626	18,101	(92.2%)	1,525	(7.8%)	621	(40.7%)	420	(27.5%)	484	(31.7%)
中部	47,037	40,451	(86.0%)	6,586	(14.0%)	2,047	(31.1%)	3,616	(54.9%)	923	(14.0%)
近畿	79,729	71,573	(89.8%)	8,156	(10.2%)	3,102	(38.0%)	4,218	(51.7%)	836	(10.3%)
中国	27,882	26,324	(94.4%)	1,558	(5.6%)	677	(43.5%)	657	(42.2%)	224	(14.4%)
四国	16,202	15,581	(96.2%)	621	(3.8%)	370	(59.6%)	204	(32.9%)	47	(7.6%)
九州・沖縄	60,207	56,614	(94.0%)	3,593	(6.0%)	1,905	(53.0%)	1,329	(37.0%)	359	(10.0%)
合計	429,239	376,426	(87.7%)	52,813	(12.3%)	19,394	(36.7%)	25,784	(48.8%)	7,635	(14.5%)
大臣	13,442	13,406	(99.7%)	36	(0.3%)	30	(83.3%)	2	(5.6%)	4	(11.1%)
知事	415,797	363,020	(87.3%)	52,777	(12.7%)	19,364	(36.7%)	25,782	(48.9%)	7,631	(14.5%)

健康保険・厚生年金保険に係る地方整備局等からの通報に基づく適用促進の実施状況（ブロック本部別） （平成27年9月末総計）

（単位：件）

ブロック本部名	① 通報件数	対 応 状 況			⑤ 引き続き対応を行っている件数 ①-(②+③+④)
		② 既に適用済み	③ 適用対象外	④ 適用に至った	
北海道	796	138	27	283	348
東北	1,131	285	78	489	279
北関東・信越	4,329	814	154	1,257	2,104
南関東	5,450	1,050	225	1,648	2,527
中部	2,757	360	197	856	1,344
近畿	2,553	638	196	732	987
中国	510	104	42	239	125
四国	157	22	30	89	16
九州	847	134	176	380	157
全国計	18,530	3,545	1,125	5,973	7,887

※厚生労働省作成

（注1）平成24年11月～平成27年9月末までの通報件数及び対応状況件数を計上

（注2）②欄については、①の通報があった時点において、事業主から自主的な届出等によって適用事業所等と確認できた件数を計上

（注3）③欄については、適用対象外であることが判明した件数を計上

（注4）④欄については、加入指導等を行った結果、適用に至った件数を計上

（注5）⑤欄については、対応済みを除いたもので、引き続き、対応を行っている件数を計上

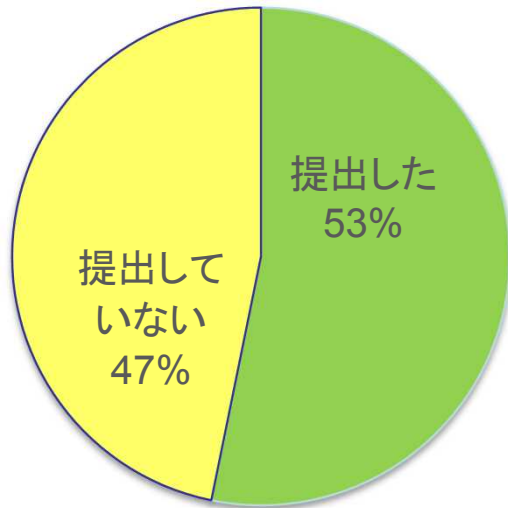
※雇用保険に関しては、9月末集計は行っていない。

専門工事業者を対象としたアンケート調査によれば、

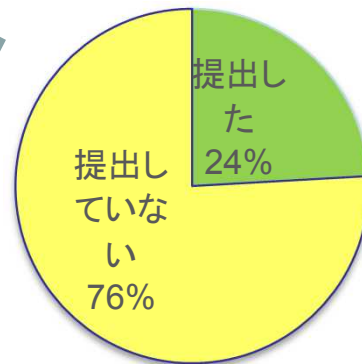
- ・ 標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)を提出した割合は53%と、前年度より27ポイントと大幅に増加した。
- ・ 標準見積書の提出を受けた元請企業による法定福利費の支払い状況については68%が全額支払われたと回答した。

<標準見積書の提出状況>

H27調査

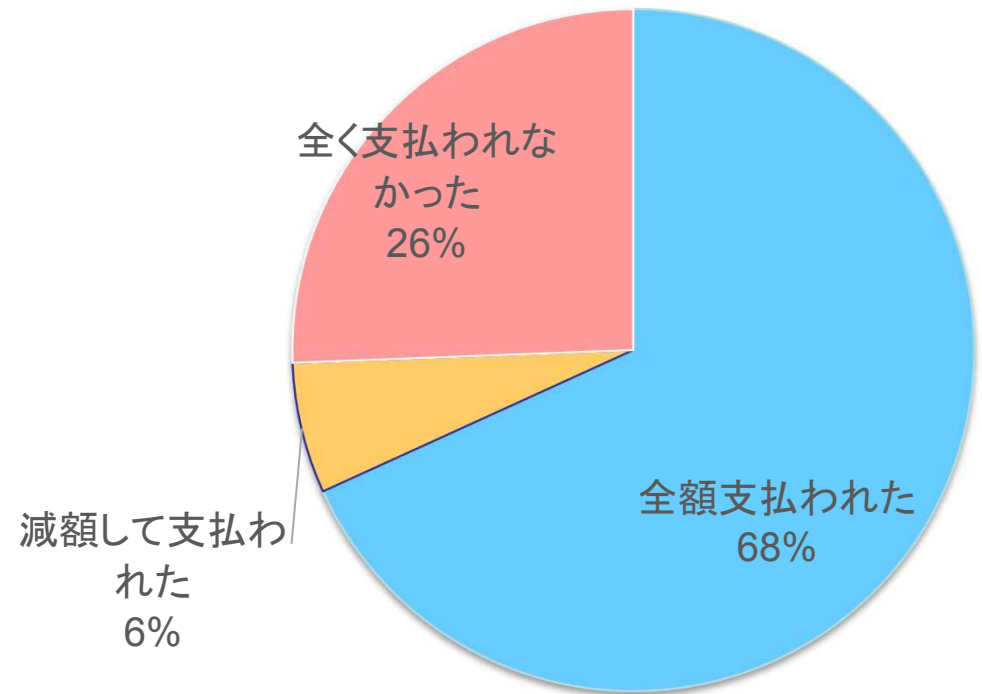


H26調査



<元請による法定福利費の支払状況>

H27調査



出典：(一社)建設産業専門団体連合会「平成27年度 社会保険等加入状況に関する調査報告書」

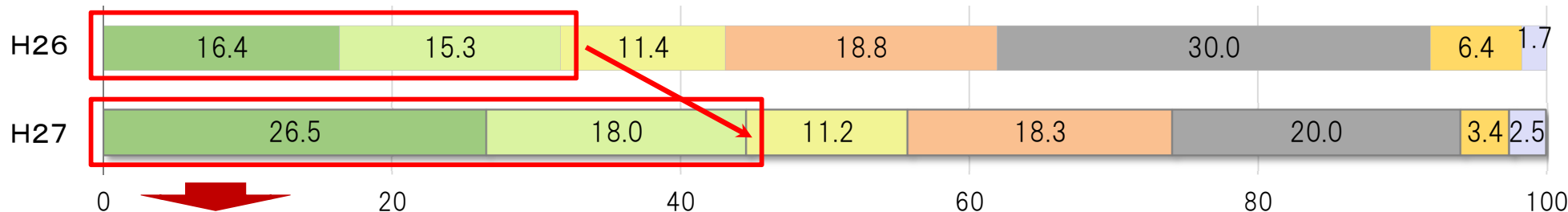
調査対象：建専連の正会員(34団体)に所属する会員企業(回答数340件、延べ713工事)

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況

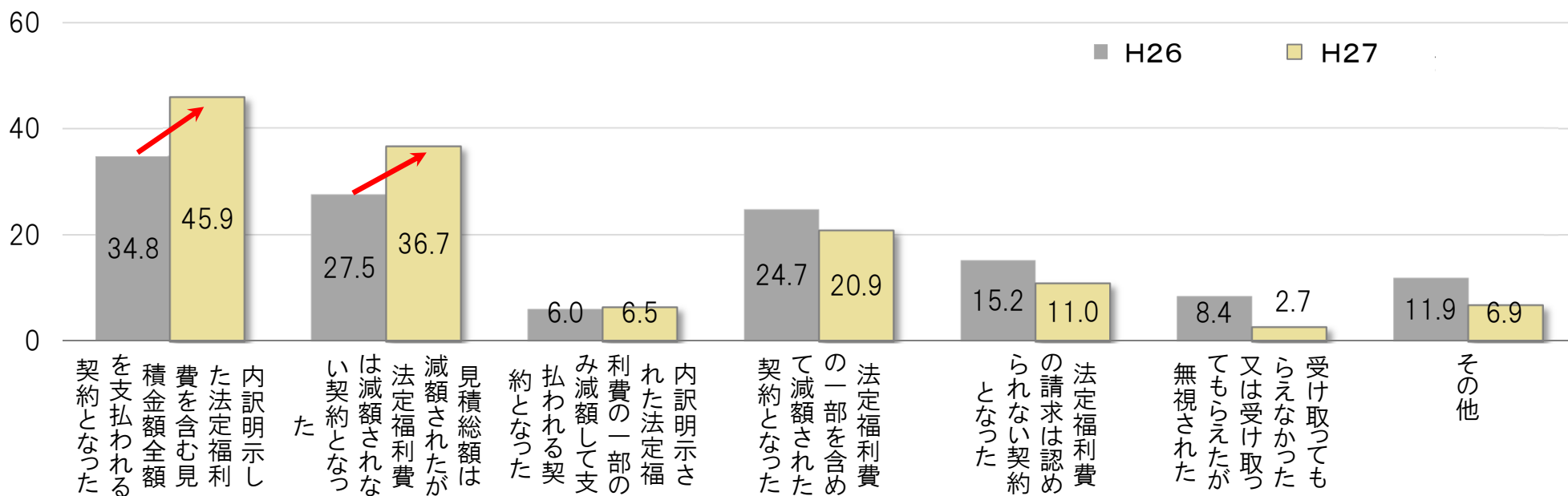
- 社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成27年11月にアンケート調査を実施。(回答数:約3000件)
- 下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約4割(44.5%)で、昨年から12ポイント増加。

<見積書の提出状況(下請企業への質問)>

- ほとんどの工事で提出している(8割以上)
- おおむね提出している(5~8割程度)
- あまり提出していない(3~5割程度)
- ほとんど提出していない(1~3割程度)
- まったく提出していない(1割未満)
- 取組自体がよくわからない。
- その他



<標準見積書を提出した結果(下請企業への質問)>

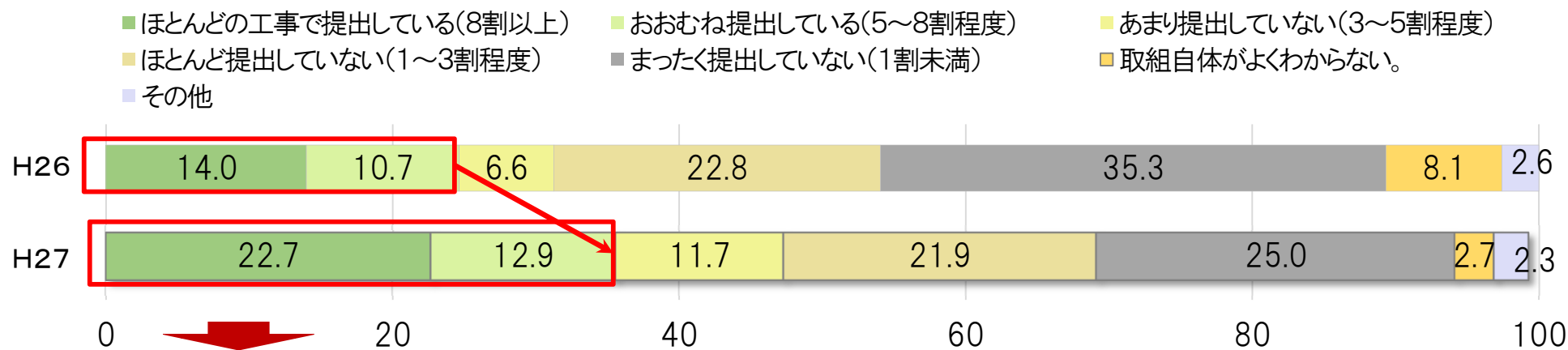


法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況【近畿】

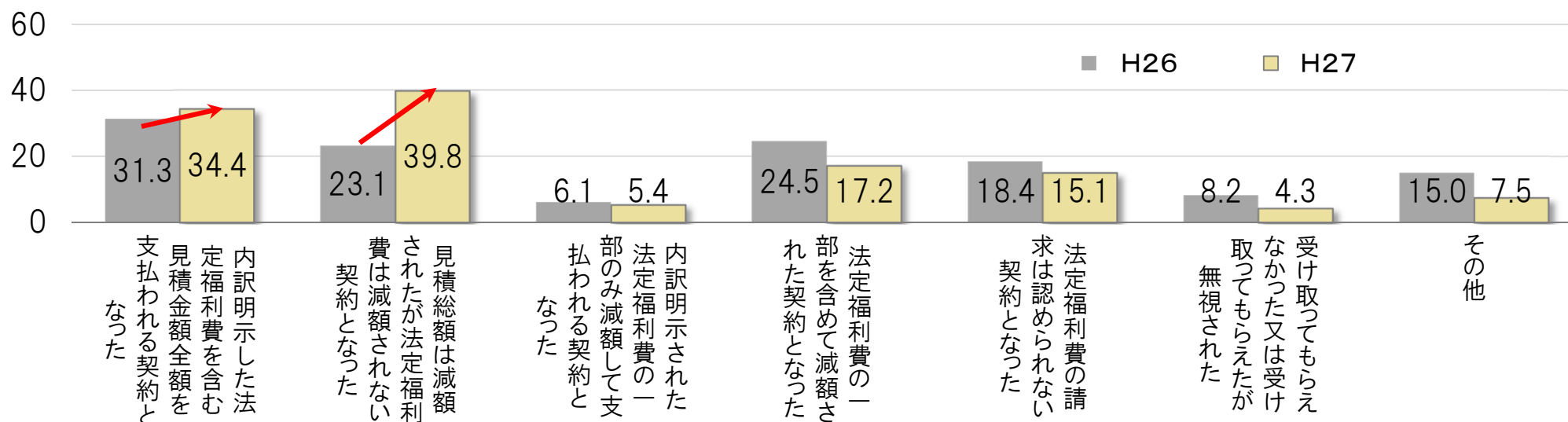
H28.2
第4回地方協議会資料から作成

- 社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成27年11月にアンケート調査を実施。(回答数:約300件)
- 下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約3割(35.6%)で、昨年から11ポイント増加。

<見積書の提出状況(下請企業への質問)>



<標準見積書を提出した結果(下請企業への質問)>

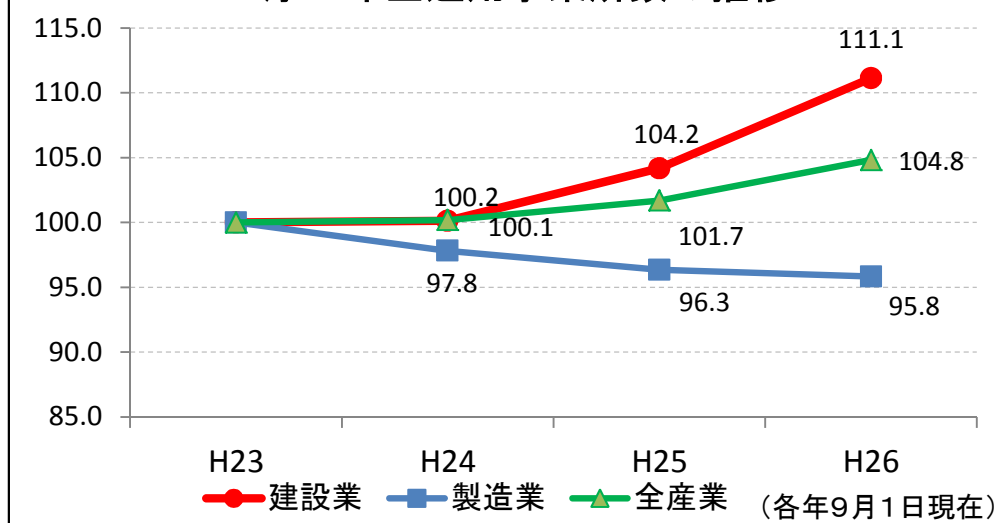


適用事業所数・被保険者数の推移(厚生年金保険、雇用保険)

○ 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況に関して、平成23年を100とした場合の適用事業所数・被保険者数の推移は、両保険について増加している。

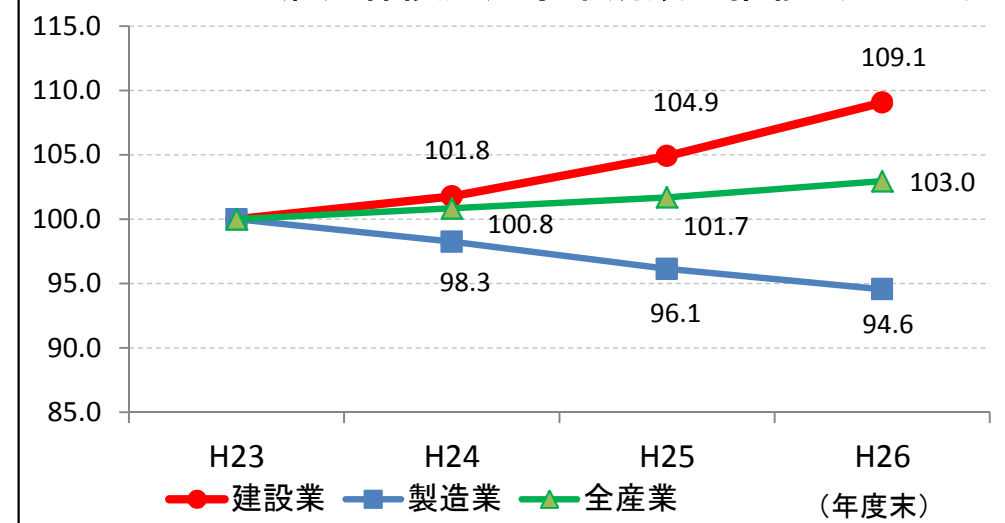
厚生年金保険

厚生年金適用事業所数の推移 (H23=100)

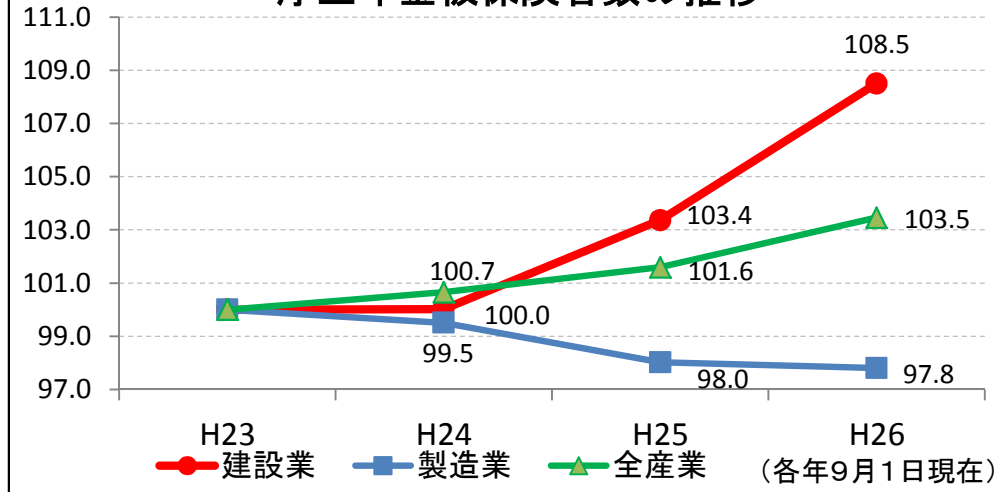


雇用保険

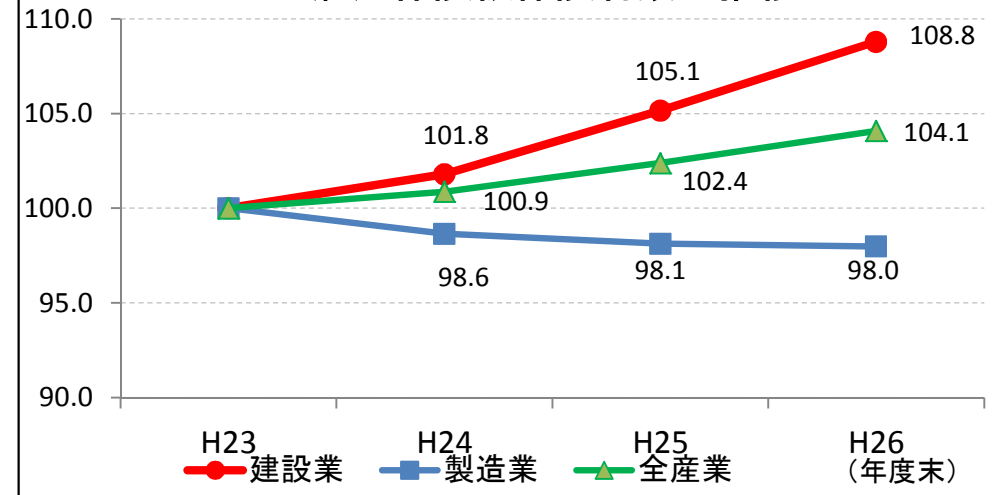
雇用保険適用事業所数の推移 (H23=100)



厚生年金被保険者数の推移 (H23=100)



雇用保険被保険者数の推移 (H23=100)



平成27年度 下請取引実態調査の結果

○ 元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を「全て」又は「一部」の下請契約で働きかけているとの回答は合わせて33.2%であり、昨年度から4.5ポイント増加した。

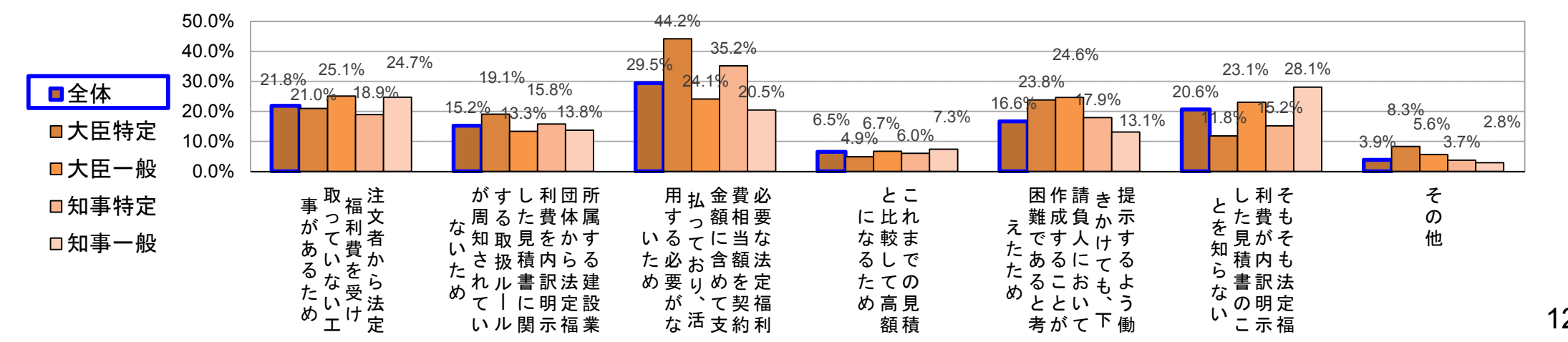
○ 働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」が29.5%で最も多かった。

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】

- 1 全ての下請契約で提示するよう働きかけている
- 2 一部の下請契約では提示するよう働きかけている
- 3 以前は提示するよう働きかけていたが、現在は働きかけていない
- 4 現在は働きかけていないが、今後締結する下請契約では働きかけていくことを検討している
- 5 働きかける予定はない

	H27	働きかけ			H26
		1	2	3	
全体	H27	19.4%	13.8%	1.4%	44.5%
	H26	19.0%	9.7%	1.3%	27.4%
大臣・特定	H27	34.3%	17.0%	1.1%	41.1%
	H26	34.9%	10.8%	0.9%	43.6%
大臣・一般	H27	13.9%	13.4%	0.9%	53.2%
	H26	17.3%	9.6%	0.5%	39.6%
知事・特定	H27	22.1%	14.4%	1.4%	46.2%
	H26	20.8%	10.3%	1.3%	46.2%
知事・一般	H27	11.0%	11.9%	1.5%	42.9%
	H26	11.6%	8.7%	1.5%	38.3%

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由】



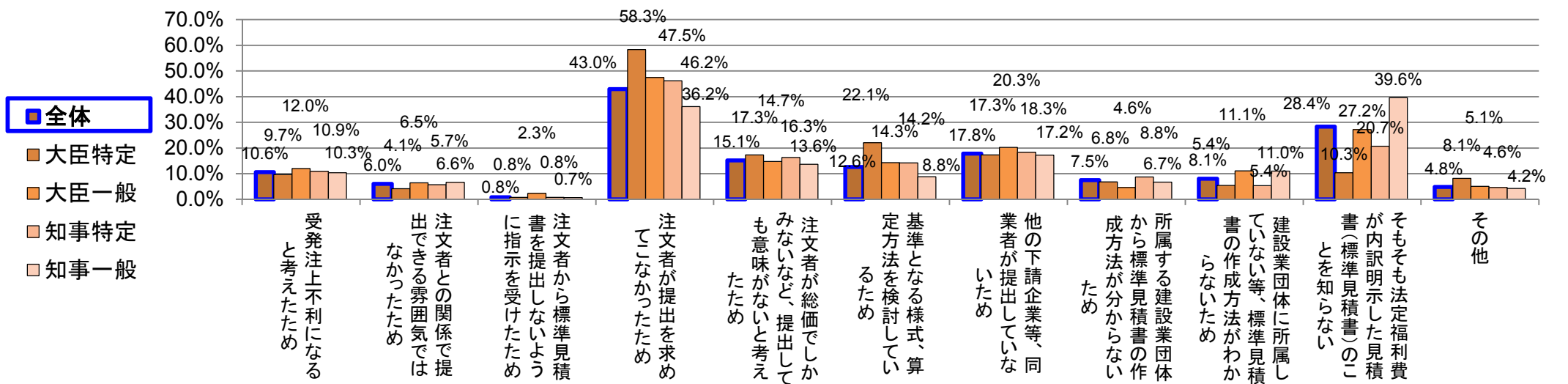
- 法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況については、「全て」又は「一部」の工事で提出しているとの回答は合わせて35.9%で、昨年度から4.3ポイント増加した。
- 提出しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」(43.0%)との回答が最も多かった。また、知事一般建設業者に関しては、「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」(39.6%)が最も多かった。

【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況】

- 1 全ての工事で提出している
- 2 一部の工事で提出している
- 3 提出していない
(法定福利費が内訳明示された見積書は作成済み)
- 4 提出していない
(法定福利費が内訳明示された見積書を未作成)

	H27	H26			
		1	2	3+4	
全体	H27	15.1%	20.8%	5.2%	59.0%
	H26	14.9%	16.7%	5.2%	63.2%
大臣・特定	H27	21.9%	32.8%	4.7%	40.6%
	H26	21.0%	24.8%	6.9%	47.2%
大臣・一般	H27	12.9%	28.5%	2.8%	55.8%
	H26	14.3%	17.0%	4.9%	63.7%
知事・特定	H27	16.1%	21.7%	5.8%	56.4%
	H26	15.5%	17.2%	6.0%	61.3%
知事・一般	H27	12.5%	16.4%	4.7%	66.4%
	H26	12.8%	14.2%	4.1%	68.9%

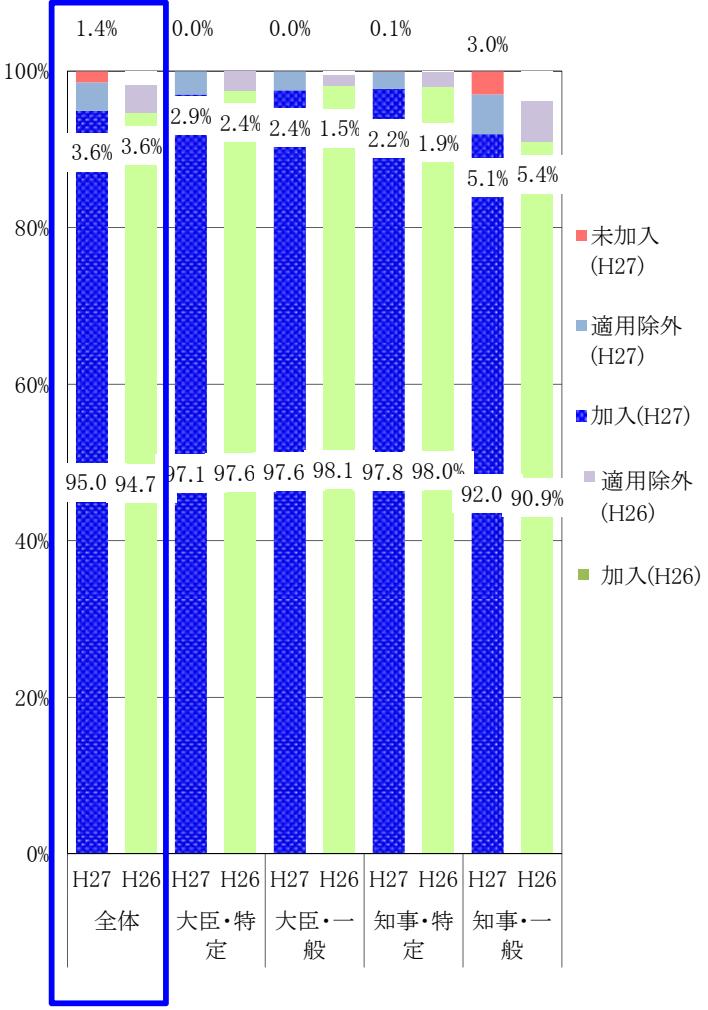
【下請負人が標準見積書を提出しない理由】



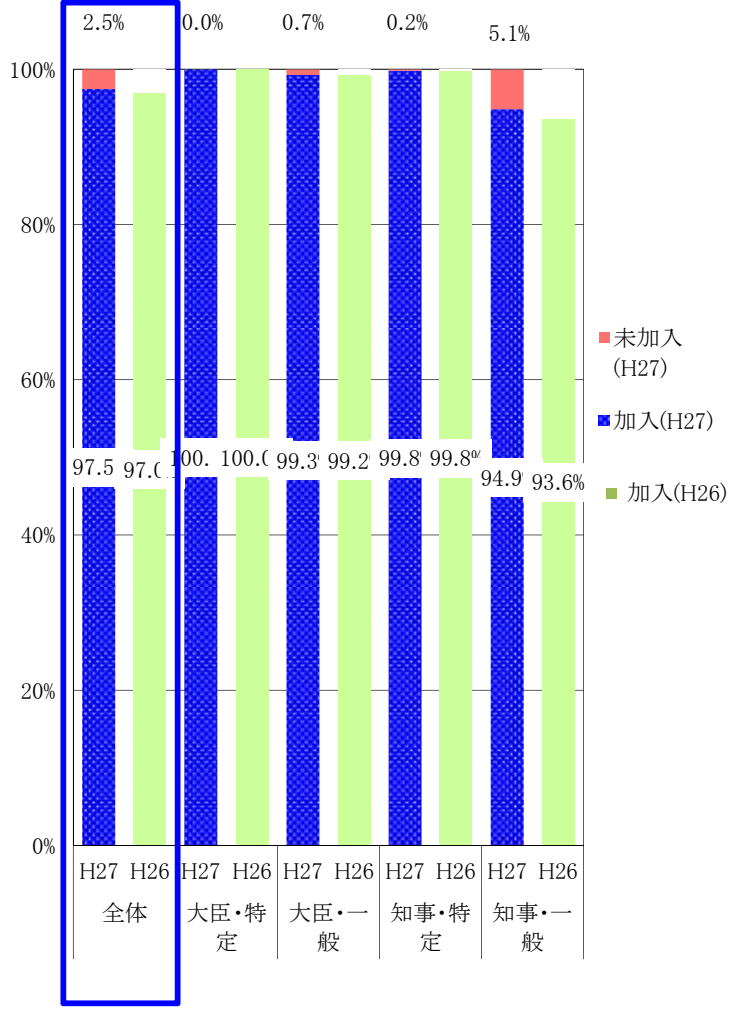
平成27年度 下請取引実態調査の結果

- 健康保険、年金保険、雇用保険の3保険の加入状況については、全て昨年度より改善した。
- 全ての許可区分別において、加入率が90%を超え、各保険とも加入状況の改善が進んでいる。

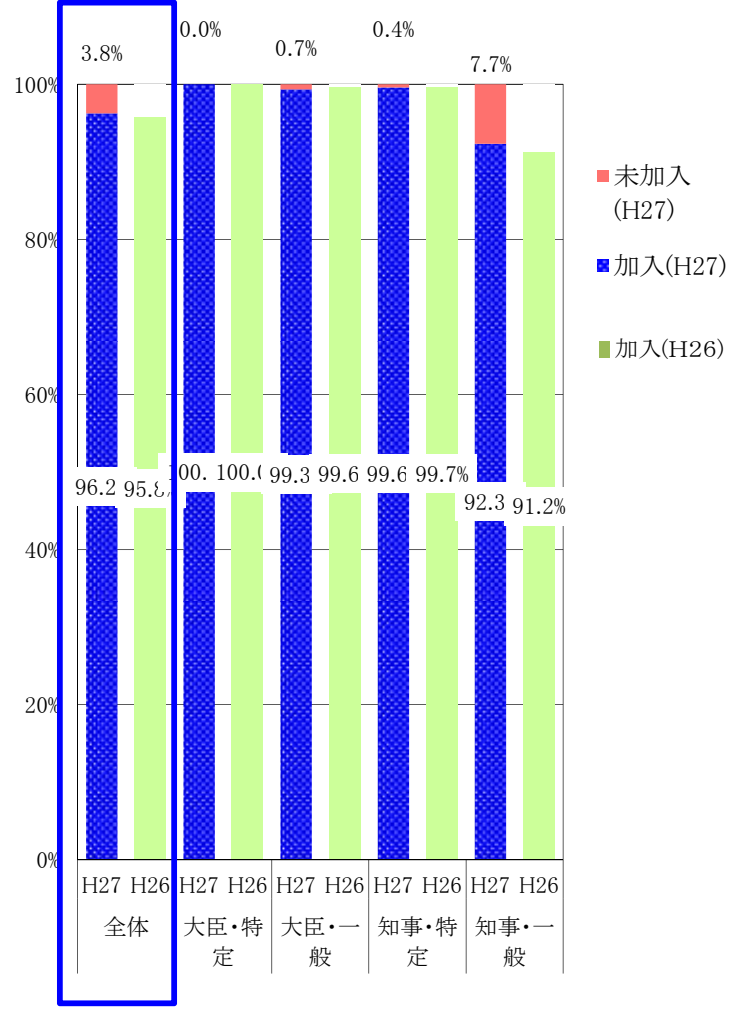
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況



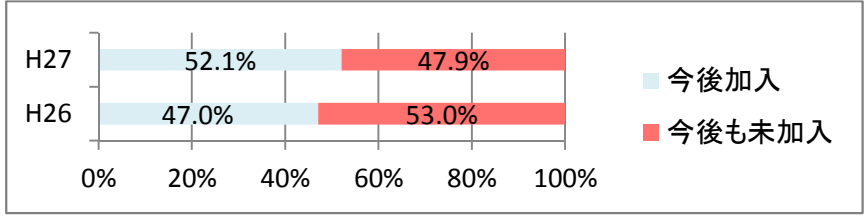
雇用保険の加入状況



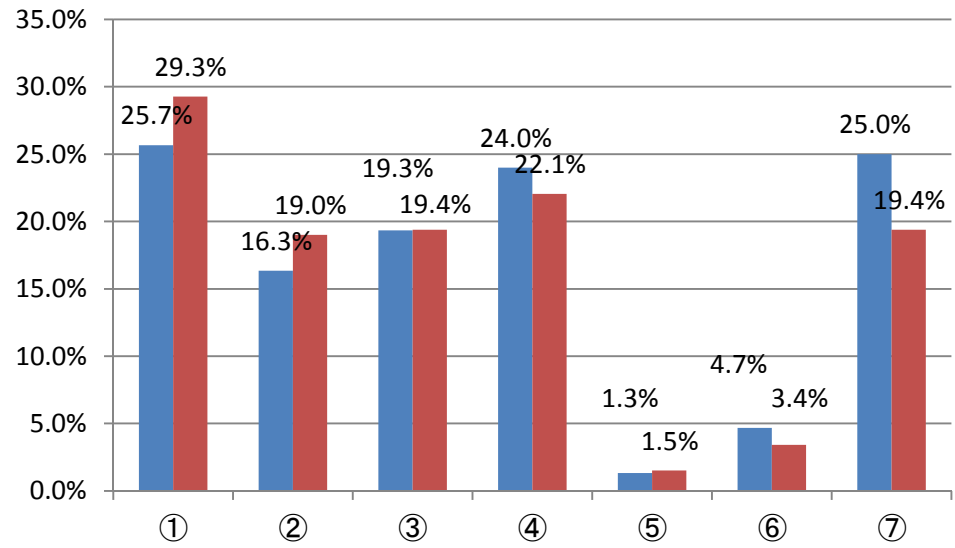
平成27年度 下請取引実態調査の結果

- 3保険のいずれかで未加入と回答した企業のうち、「今後加入する」と回答した企業は52.1%で昨年度より増加。
- 今後加入する理由としては、「①許可行政庁から指導を受けたから」(25.7%)、「④未加入だと元請負人から工事を受注できないから」(24.0%)が多かった。
- 今後も加入しない理由としては、「⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない」(38.0%)、「⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない」(24.3%)が多かった。

【未加入企業の今後の社会保険等への加入意向】

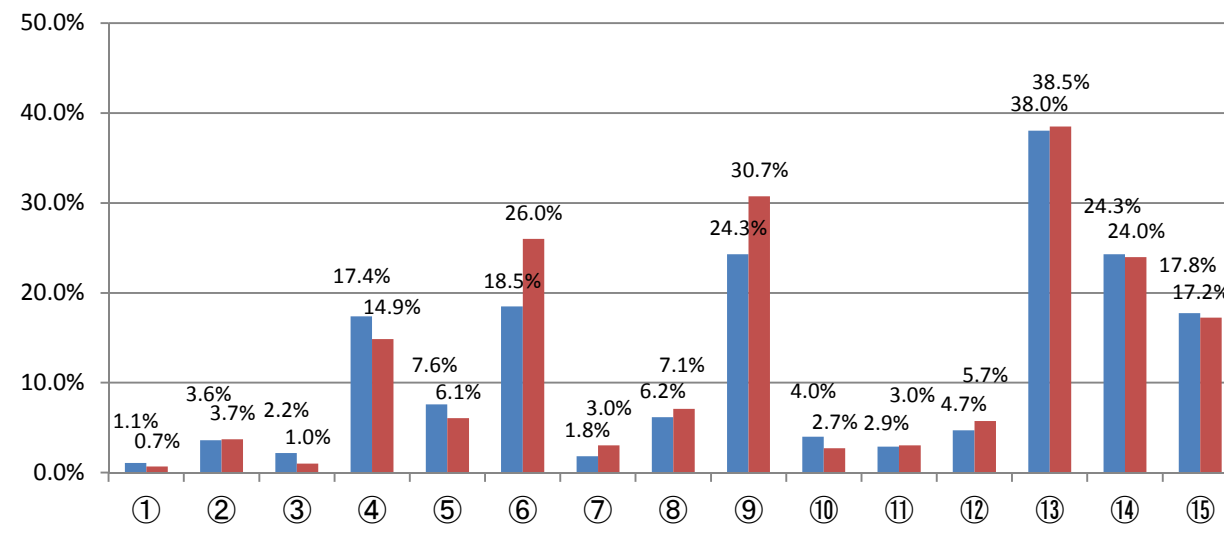


【今後加入する理由】



- H27
- H26
- ①許可行政庁から指導を受けたから
- ②未加入だと入札資格審査を受けられないから
- ③元請負人から指導を受けたから
- ④未加入だと元請負人から工事を受注できないから
- ⑤今回、公共工事設計労務単価が上昇したから
- ⑥元請人が法定福利費を考慮してくれるようになったから
- ⑦その他

【今後も加入しない理由】



- H27
- H26
- ①公共工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- ②公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- ③民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- ④民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- ⑤受注者の立場では、発注者や元請人に対し、法定福利費を求めづらい。
- ⑥赤字補填や運転資金に充当する必要があり、社会保険等に参加する余裕がない。
- ⑦建設機械の購入など他の用途に充当したい。
- ⑧他社との競争上、法定福利費を負担することができない。
- ⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない。
- ⑩加入させるためにいくら必要なのかがわからない。
- ⑪加入させるための手続きがよくわからない。
- ⑫技能労働者本人が加入したらない。
- ⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない。
- ⑭いずれ廃業する予定である。
- ⑮その他